

京都市教育委員会告示第9号

京都市文化財保護条例第6条第1項の規定に基づき別表第1に掲げる文化財を京都市指定有形文化財に、同条例第36条第1項の規定に基づき別表第2に掲げる記念物を京都市指定名勝に指定したので、同条例第6条第3項（第36条第2項において準用する場合を含む。）の規定により告示します。

平成31年3月29日

京都市教育委員会

別表第1 京都市指定有形文化財

建造物

名称	数	構造及び形式	所有者	所有者の住所	所在の場所
西行庵主屋及び茶室（皆如庵）	2棟	主屋 1棟 茶室（皆如庵） 1棟 附 点茶卓 1脚	個人	京都市東山区	京都市東山区下河原通高台寺北門前東入鷺尾町524番
頂法寺本堂及び拝堂	2棟	本堂 1棟 拝堂 1棟 附 鐘楼 1棟	頂法寺	京都市中京区六角通東洞院西入堂之前町248番地	京都市中京区六角通烏丸東入堂之前町

美術工芸品

区分	名称	数	所有者	所有者の住所
絵画	絹本著色春屋宗永像 ^{伝土佐光茂筆} 天文十五年春林宗叔の賛がある	1幅	大慈院	京都市北区紫野大徳寺町4番地の1
彫刻	木造聖徳太子立像	1軀	権現寺	京都市下京区朱雀裏畑町22番地
考古資料	御土居跡（西九条周辺）出土品	477点	京都市	京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

別表第2 京都市指定名勝

名称	所在地	地域
霊鑑寺の庭	京都市左京区鹿ヶ谷御所ノ段町12番地	12番地のうち、3、455.78平方メートル

備考 指定地域に関する図面は、京都市文化市民局文化芸術都市推進室文化財保護課において一般の縦覧に供します。

（文化市民局文化芸術都市推進室文化財保護課）